

(補足)実務経験による技術資格要件の見直しについて(R5.7.1~)

○審査基準日が令和5年7月1日以降の経営事項審査の取扱い

令和5年7月1日に主任技術者要件が緩和され、以下の(表1)に掲げる「**検定種目**」に係る1級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、大学において同表に掲げる「**同等とみなす指定学科**」を卒業した者と同様に、その合格後3年の実務経験を有することで、「**学科に対応する業種**」の主任技術者要件を満たすこととなりました。

(2級の場合は、高等学校の指定学科を卒業した者と同様に、その合格後5年の実務経験が必要)

なお、本要件緩和は以下(※)の指定建設業及び電気通信工事業**以外**の建設業において適用されます。

この改正により、経営事項審査においても、審査基準日が令和5年7月1日以降の場合、技術職員数の加点対象が拡大します。

(表1)検定種目に係る同等と見なす指定学科及び対応する業種

検定種目	同等とみなす指定学科	学科に対応する業種
土木施工管理 造園施工管理	土木工学	土左と石屋管タ鋼筋ほし塗防絶園井水清解
建築施工管理	建築学	建大左と石屋管タ鋼筋板ガ塗防内機絶園具水清解
電気工事施工管理	電気工学	機通
管工事施工管理	機械工学	管鋼筋し板機絶井具水清
電気通信工事施工管理	—	—

(※)指定建設業及び電気通信工事業

土木一式、建築一式、電気、管、鋼構造物、舗装、通信、造園

←これらの業種は除外